

阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について

—芦屋市住民を対象とした児童虐待に対する意識調査から—

The Present State of Child and Family Welfare Policy in the Osaka-Kobe Area
From a survey of attitudes toward child abuse among residents of Ashiya City

木下隆志*

Takashi Kinoshita

抄録

前号では芦屋市・尼崎市の児童虐待防止ネットワークと相談機関との関係について述べ、市の役割をプラットフォーム的存在と定義し、ネットワーク形成の中核的存在となるよう期待し考察を述べた。今回は、子育てを行う芦屋市住民に対しアンケートを実施し、児童虐待についての認知度や、子育てをする負担感についての意識調査を行った。今後、市が進める要保護児童連絡協議会等の地域ネットワークを有機的に稼働させるためには、住民の児童虐待に対する認識の高さが必要になると考えたからである。しかし調査結果では子育てや育児不安の解消は親族や個人で解決しており、虐待をした、もしくは、しそうな人の中で虐待防止ネットワーク内にある相談機関を利用しようとした人は皆無であった。結論として、生活の流れの中で育児ストレスを簡単に解消できる支援の在り方を検討する必要があることがわかった。

キーワード：児童虐待，住民意識，要保護児童連絡協議会，プラットフォーム的役割，育児ストレス

Abstract

Previously we described the relation between child abuse prevention networks and counseling organizations in Ashiya City and Amagasaki City, defining the role of the city as that of a platform, and discussed the expectation that network formation would be centralized. Now we have conducted a survey of residents of Ashiya City who are raising children, to examine awareness of child abuse and attitudes toward a sense of burden in parenting. In order for regional networks promoted by cities such as associations for children in care to be organically

* 関西国際大学教育学部

activated, the residents' awareness of child abuse will have to be increased. However, the results of our survey showed child-raising and dealing with anxieties about it are handled in the family or individually, and almost no one among those who commit child abuse or are liable to use the consultation services in the child abuse prevention network. In conclusion, we found that it is necessary to examine means of support that can simply release parenting stress that occurs in the course of life.

はじめに

2000年(平成12年)に児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)が施行され、家庭内における度を越した体罰や放任などに対し、社会的な客観的視座を与える虐待の概念を明記できた法律として画期的であった。その効果もあり、児童相談所等に寄せられる相談件数は増加している。しかしその増加傾向に歯止めがかからず、平成18年度の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は、37,323件⁽¹⁾となった。また、痛ましい児童虐待のニュースが頻繁に報道されるようになり、毎年50人前後が親の虐待により命を落としている。そのような状況に対し、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であることを強化するため、平成16年、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を制定した。そこで定められた3年以内の検討という附則に従い、平成19年、立入調査の強化や保護者と施設入所児童との面会・通信の制限強化などを新たに規定し、今年、2008年(平成20年)4月1日から施行されている。また、この一連の改正の中、児童福祉法では、児童虐待の更なる予防、早期発見のためのネットワークを構築すべく、要保護児童連絡協議会が法律で明記された。これは市の努力義務であるが、ネットワーク普及率は急速に推進・整備されている。しかし、木下⁽²⁾が行った、芦屋・西宮・尼崎3市の保育園、幼稚園、児童館の職員13人に行ったアンケート調査では、要保護児童連絡協議会の存在を知っていたのは4人、児童虐待防止ハンドブックを持っている人は3人と行政側の対策に対し、決して普及が進んでいると感じることができなかった。そのことを鑑み、児童虐待について、一般の方はどの程度認知し、また、育児ストレスをどのように回避しているのかといった、もっと草の根レベルの意識調査をしなければ、雲の上のネットワークと言われかねない。この研究によって、要保護児童連絡協議会が今後、要保護性のある事例検討会実施の形骸化したものとならないための、点在する予防的ネットワークの有機的役割分担のあり方を検討する上で必要な視点を述べることができればと思う。

目的

本研究では芦屋市、尼崎市が進めるネットワーク事業に対し、地域住民がそのネットワークをいかに理解しているか、また地域住民が児童虐待についていかに、意識化しているかを把握した上で、今後の啓発活動のありかたを検討したいと考えている。

対象と方法

芦屋市を中心に阪神間に住む子どもを養育する33人に郵送によるアンケート調査を行った。

アンケート実施機関は11月1日～14日とした。子育て家庭に直接依頼したことから、33人全員から回答があった。アンケートの調査項目は、1. 子どもとの関係、年齢、職業といった構成に関すること、2. 児童虐待の定義、虐待を発見したときの義務等についての認知度に関すること、3. 通告できる機関や相談できる機関の地域の社会資源に関すること、4. 子育て不安や虐待をした・もしくはするおそれのあった場合についてといった育児ストレスに関することの、27項目の質問に回答してもらった。アンケート用紙の発案は愛知県海部郡甚目寺町の甚目寺町虐待等防止ネットワーク協議会による「児童虐待についてのアンケート用紙」⁽³⁾を参考にした。甚目寺町広報の承諾を得、阪神間のアンケート用紙として、追加・修正したものを使用した。

1. 芦屋市・尼崎市のネットワーク形成過程

前号⁽⁴⁾において紹介した芦屋市、尼崎市の両行政が実施していたネットワーク体制は平成19年に要保護児童連絡協議会となった。芦屋市のネットワーク体制は2004年の法改正に先立ち2002年ころから地域子育てネットワーク事業を実施しており、「子育て応援団」の名称で、子育て家庭応援運動とSOSキャッチ支援の2軸で子どもを支えるシステムとなっている。システム内には「子育て家庭パートナー」という9名ほどの地区担当構成員のメンバーがおり、民生、児童委員内の代表が隊長となっている。メンバーの地域内の見守りを隊長が総括し、各機関と連携をとることになっている。芦屋市の家庭児童相談室の相談処理件数（延べ件数）は平成15年度で670件、16年度で680件、児童福祉法改正があった翌年の17年度で768件、18年度で730件であった。平成18年度の730件を個人換算すると153人の方が相談をしている。そのうち、虐待を含む要保護性のある相談については平成13年26人、14年31人、15年19人、16年32人、17年39人、18年59人（新規41人）と全体の総数から考えると18年度は要保護性の相談が40%を占めたことになる。

その芦屋市の課題として、要保護性のあるケースは年々増加していること。そしてその原因は経済的な課題を抱える方やひとり親家庭で自立困難な家庭環境にみられる子どものケースがある一方で、一部、経済的に恵まれていることから見えにくい機能不全家族にまつわる問題、そして最近増加していると感じるのは、精神的な問題やパーソナル障害的な問題を抱えるネグレクトへの介入が難しいとのことであった。

他方、尼崎市は、子育て支援を「あまがさきキッズサポーターズ」と称し、各地域の子育て支援の核（子育て親子サロン、児童ホーム、こどもクラブ）が子育ての中核となり、それをサポートする体制として教育関係、尼崎市役所、専門機関が連携をとるしくみとなる。ただし、子育て支援施策と要保護支援施策との連携は意識的に系統だっていない。しかし、子育て支援ネットワークが子どもを育てる家庭に対応する実質的な予防施策機能を担う存在となっている。

尼崎市の要保護施策の課題として、これまで児童相談所が担ってきた、治療や心理的サポートを必要とするケースが増加していること。児童相談所に相談のあったケースが地域移行するケースを市のサポート体制で解決しなくてはならなくなったが、決して親子の機能不全を克服しているわけではなく、そのサポート体制の脆弱性から同じような問題を繰り返し、市は再度児童相談所との連携をとるが、協

力が得られないこともあり、市行政側の努力が報われないような無力感を感じる時もあるとのことであった。児童相談所が持つ治療的機能を市内で形成する必要性を感じるとともに、家庭再統合のための何らかの手立てが必要だと閉塞感を抱いているとのことであった。

このように、ネットワークが機能せず、児童相談所との課題の共有化ができていないこと、そして、市内のネットワークの脆弱性におけるこのジレンマこそが、裏返せば児童虐待防止ネットワーク、そして、要保護児童連絡協議会で必要になる部分を示唆していることになる。そして、今回はその地域の住民を対象に、虐待に対する意識調査と、地域における必要なネットワークのありかたについて、把握したいと考え、質問用紙による調査を実施した。

1. 地域住民の意識調査の構成

アンケート 33 人のうち、29 人は芦屋市在住であり、1 人は西宮市、3 人は伊丹市である。

解答者は母親が 20 人 (60.6%)、父親が 7 人 (21.2%)、祖母が 3 人 (9.1%)、祖父が 2 人 (6.1%)、その他が 1 人 (3.0%) であった。その他は無記入であるため関係がわからない。アンケートに答えた多くの世帯は芦屋市に移住してきた家族が多く、幼児期を育てる家族である。そのうち、回答者の男性は同世代の夫が主であり、アンケートの意識調査において、家族内で意見交換をしたことも考えられ、調査の客観性の隔たりも考えられる。しかし、家族内の男性の意見、また、世代を超える同居家族（祖父・祖母）の意見も包括できたことで、一般家庭内における意識について、集約ができたものとする。

年齢は 25～29 歳が 5 人 (15.2%)、30～34 歳が 9 人 (27.3%)、35～39 歳が 7 人 (21.2%)、40～49 歳が 4 人 (12.1%)、50～59 歳が 3 人 (9.1%)、60 歳以上が 5 人 (15.2%) であった。また、母親 20 人のうち、17 人が専業主婦であった。専業主婦が多いのは地域の特性と考えることもできるが、年齢構成は 30 代が最も多く、30 代前半と後半で約 50% を占める。また、母親 20 人のうちでは 30 代は 80% になる。

2. 児童虐待定義の認知度について

『虐待について、その言葉の存在を知っているかどうか』という質問では、33 人全員が「知っている」と回答した。しかし、虐待の 4 つの定義、『「身体的虐待」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」』について、すべての言葉を知っているかとの問いに、「知っている」と答えたのは、22 人 (66.7%) であった。「一部知っている」と答えたのは 11 人 (33.3%) であった。また、『DV (ドメスティック・バイオレンス) を子どもに見せることも虐待になることについて知っているか』について、「知っている」と答えたのは 11 人 (33.3%)、「知らない」と答えたのは 22 人 (66.7%) であった。また、『一般住民も虐待を発見した場合の通告義務があることについて知っているか』との問いに、「知っている」と答えたのは 18 人 (54.5%)、「知らない」と答えたのは 14 人 (42.4%) であった。虐待の定義は 2000 年の児童虐待防止法施行から明確に法律により定義されたものであり、DV を見せることを虐待と位置付けたことは 2004 年の改正時に規定された。この経緯について考えると、知らないという方が多いものの、一般への意識の普及も進んでいることが伺える。

ジル E・コービン^⑤によると虐待についての認識については、歴史的背景や文化的背景による影響

が大きい、多民族社会であるアメリカの文化を背景に、各民族間の虐待に関する認識のズレによる発生率や各民族間のコンセンサスを得るために書かれたものである。それによると「育児行動や考え方が一致する領域」と、「通常の育児行動や考え方から逸脱した領域」が存在し、ある地域では虐待であるが、ある地域では虐待ではないという認識や価値観の違いについて、いかにその差を克服するかについて論述されている。それは、芦屋市を含めた地域共同体でネットワークを形成する虐待防止に関わる専門職と地域住民の認識のズレについてもあてはめることが言える。程度の違いこそあれ、地域共同体内で形成されるネットワークについて、上野⁽⁶⁾は児童虐待の課題とは、専門家集団だけでアセスメントからペアレント・プログラムまでを実施する議論ではなく、一般市民を糾合する議論が必要だとしている。虐待に対し、専門家が介入する社会が健全なのか、日常生活の中から虐待に向き合い、近隣が介入する社会が健全なのかということも共通する。

また上記の質問で「4つの虐待の定義を知っている」、「ドメスティック・バイオレンスを見せることも虐待であることを知っている」、「通告義務があることを知っている」と3項目とも知っていると答えた人の相関はなかった。

3. 住民の児童虐待意識について

平成17年のひょうご児童相談⁽⁷⁾によると、芦屋市を含む阪神地区を管轄する西宮こども家庭センターの相談件数は4277件、うち、養護相談は592件であった。平成18年時点の芦屋市への相談件数は158件である。そう内、要保護性のある児童相談は59件である。59件のうち新規の相談が41件であった。アンケート項目の設問では、芦屋市で年間通告される児童虐待件数は何件であるかを問うた。10件以下が6人(18.2%)、30件が15人(45.5%)、50件が3人(9.1%)、80件が4人(12.1%)、100件が1人(3.0%)、150件以上が3人(9.1%)であった。芦屋市の子どもに関する相談件数は地域特性から低く感じていることを感じた。また、児童相談所に通報があったにもかかわらず、平成20年10月に伊丹市で起きた五歳の女兒が暴行により死亡した事件について知っているかどうかを問うた。この事件は、2005年3月に一度は児童養護施設で保護され、今年2月に家庭に戻ったばかりであった。しかし、「下唇の真ん中部分が割れている」など虐待を疑う通報が数回あったが、「虐待はなかった」と結論付けた事件であった。この事件について、「知っている」と答えたのは9人(27.3%)、「話を聞いたことがある」10人(30.3%)、「知らない」14人(42.4%)であった。さらに、『あなたの身近で虐待と感じた(聞いた)ことがありますか』については「はい」8人(24.2%)、「いいえ」25人(74.8%)であった。また、『虐待を発見したらどうするか』(複数回答可)については図1のとおりとなり、「周囲の人に相談する」とした方が多く、「通報(通告)する」と回答した方は13人(39.4%)であることがわかった。

阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について

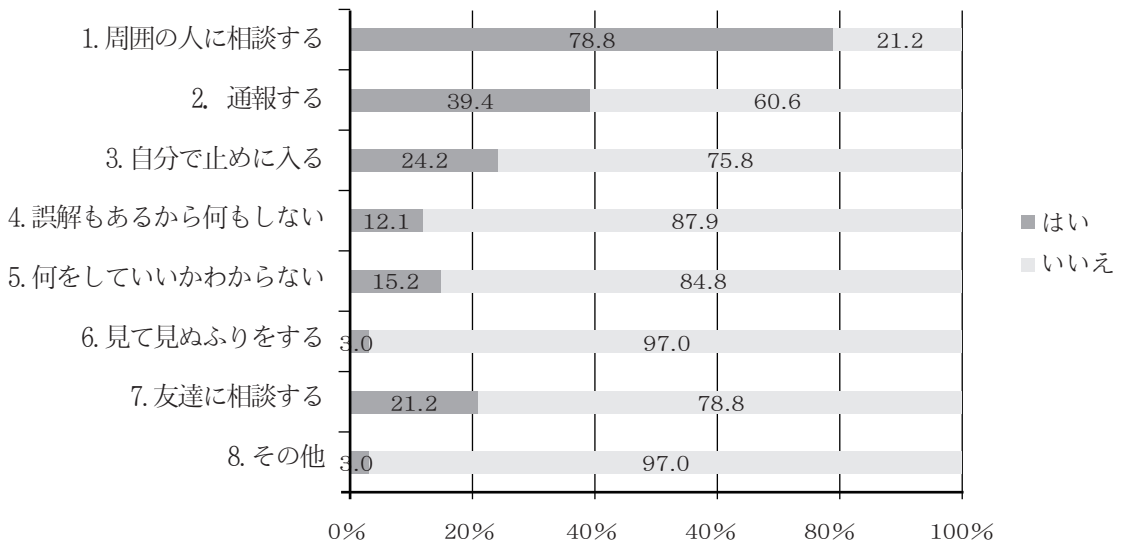


図1 虐待を発見したらどうするか（複数回答可）

表1 地域の社会資源について

	1. 知らない	2. 聞いたことはある	3. 連絡先を知っている	合計
民生委員を知っているか	4	24	5	33
%	12.1	72.7	15.2	100.0
福祉推進委員を知っているか	20	6	7	33
%	60.6	18.2	21.2	100.0
主任児童委員を知っているか	23	7	3	33
%	69.7	21.2	9.1	100.0

虐待について、支援のためのアクションを起こす必要があると感じているのだが、通報という方法が妥当なのかどうかという揺らぎの現れが推測される。また、表1からもわかるように、地域の中で相談できる方の連絡先をほとんどの方が把握できていない。しかし、聞いたことはあると回答が高かった民生委員を核とする連携の強化を構築することは可能ではないかと考える。

3. 虐待に関する意識

『虐待を受けた人は、子どもに対して虐待をする可能性が高いと思いますか』という問いには、「はい」29人（87.9%）、「いいえ」4人（12.1%）と世代間連鎖があると考えの方が多かった。回答の傾向として、育児の方法は自分が受けてきた親の行動を真似ることを示唆しているが、世代間連鎖を断ち切る方法もまた、人との交流を核とする教育であることも事実である。虐待を負った人が子育てに自信を失くすことのないように配慮できる支援方法が必要であると感じる。また、『誰もが虐待をするおそれがある』という問いには、「はい」23人（69.7%）、「いいえ」10人（30.3%）であった。さらに、『しつくと虐待

は紙一重だと思いますか』という問には「はい」18人(54.5%),「いいえ」15人(45.5%)とほぼ半数に分かれた。このように、家庭内における虐待としつけの境界線について、親子の関係の揺らぎが明らかに現れている。これらの設問に関して、アンケート最後に記載欄を設けた自由記述に書かれた意見の中に「虐待という、何だかとても怖い言葉のように思いますが、誰もが一度や二度は経験することがあるのではないかと思います。それは、子どもにもちゃんと感情があって親の言うことを全てきくわけでないからです。子どもが思い通りにならない時に30分や1時間にわたって泣きわめき続けたりした時、まわりのおもちゃや物をなげつけて暴れた時、それをおさえつけるか、放置するか、それはその親の対処法ですが、うまく対応できるかという、誰も自信がないのではないのでしょうか。子育ては忍耐と言われますが、人間を育てるのは並大抵のことではないと思います。親も子どもの姿を通し、本気で向かい合いながら、親子のきずなを強めていくのだと自分に言い聞かせ、日々子供とともに戦っています。でもやっぱり我が子は一番かわいいものです!!」という記述のとおり、子どもと向き合う時、親の葛藤がみられる。

4. 虐待ではないか、もしくは虐待をしそうになったことの有無

『虐待ではないか、もしくは虐待をしているのでは、と不安になったことがありますか』という問いでは「はい」12人(36.4%),「いいえ」21人(63.6%)であった。同じような質問を繰り返し、『あなたは、自分のお子さんに対し、虐待をしそうになった(した)ことがありますか』という問いでは「ある」7人(21.2%),「ない」21人(63.6%),「わからない」5人(15.2%)であった。

そのうち、「はい」と答えた方を対象として、図2 あなたは子どもに対して以下のことをしたことがありますか(重複回答あり)。図3あなたが、虐待をしそうになった(した)時の子どもの年齢はいくつですか。(重複回答あり)。図4虐待をしそうになった(した)理由は何ですか。(重複回答あり)。図5そのような時、あなたはどうやってその状態を回避しましたか。(重複回答あり)という問いを設けた。

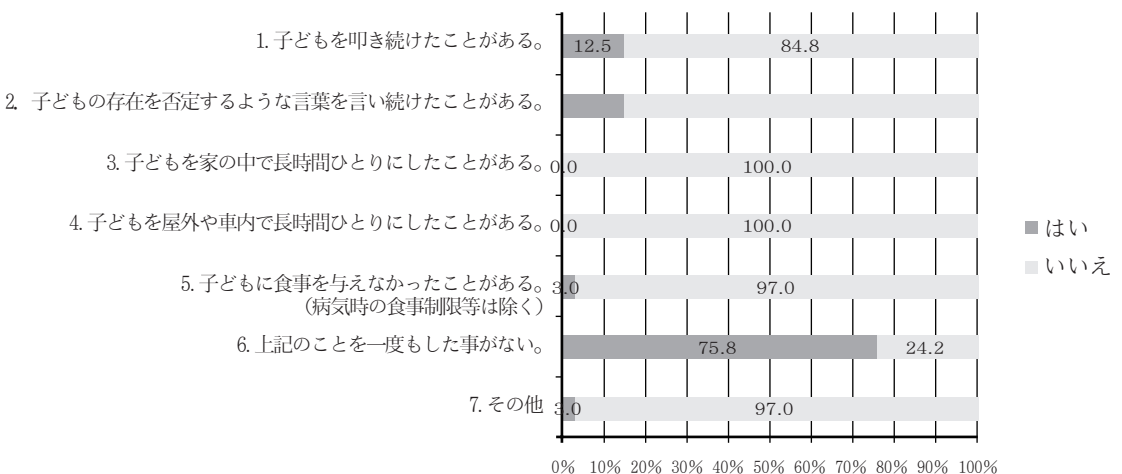


図2 あなたは子どもに対して以下のことをしたことがありますか(重複回答可)

阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について

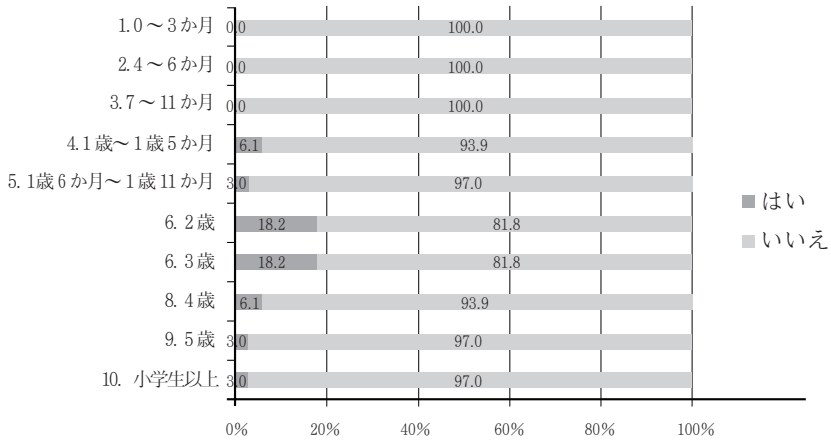


図3 あなたが虐待をしそうになった（した）時の子どもの年齢はいくつですか。（重複回答可）

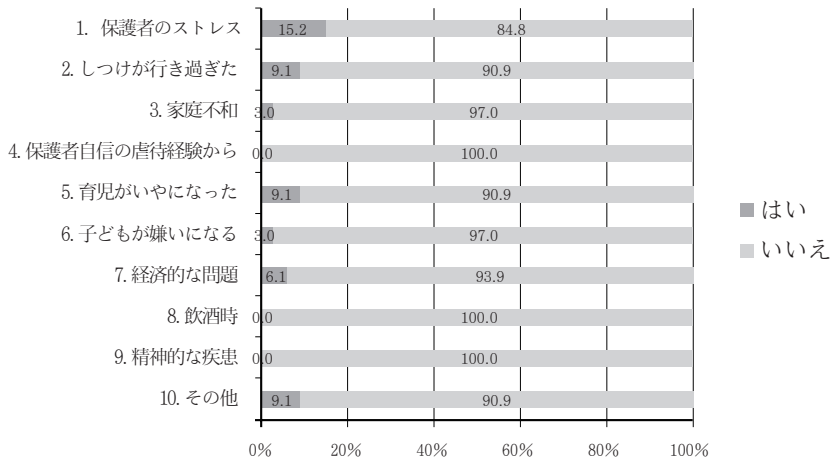


図4 虐待をしそうになった（した）理由は何ですか。（重複回答可）

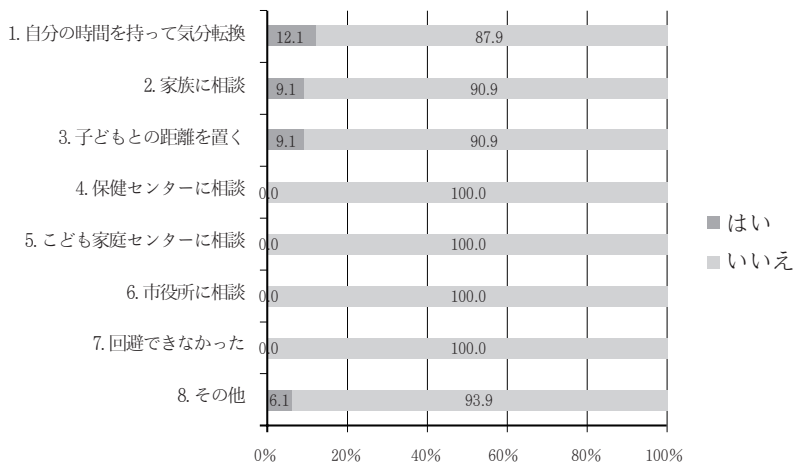


図5 そのような時、あなたはどのようにしてその状態を回避しましたか。（重複回答可）

その結果、子どもに対し、叩き続ける、存在を否定するような言葉という項目が多く、子育てのストレスの高さを感じることができる。また、対象年齢は第一次反抗期の時期である2歳～4歳のころが一番多いことがわかった。その要因として、保護者のストレス、しつけが行き過ぎた、育児が嫌になったとの、子どもと向き合う養育者の育児ストレスが高くなるときにおこることも理解できた。さらに、そのようなストレスについて、相談機関を利用すると回答した方は0人で、全員、自分の時間をつくって気分転換、家族に相談、子どもと距離を置くといった、工夫によって回避していることがわかった。日常生活の延長線上で起こる育児ストレスは、生活の流れの中で解決できる工夫が必要であり、援助者といった役割の相談機関の存在を必要とはしていない。または利用しかねるという現実があることが伺える。それを物語るかのように、『市の要保護児童対策協議会を知っているか』という問いでは「はい」2人(6.1%)、「いいえ」31人(93.9%)であり、『市の広報やホームページで虐待に関する相談先や通報先を見たことがありますか』という問いでは「はい」8人(24.2%)、「いいえ」25人(75.8%)という認知度の低調さが目立つ。しかし、住民に対して、今後虐待を無くすためにどのようなことが必要であるか問うたところ、図6のように、親に対して育児の不安などを解消できる相談体制の整備について求める意見が一番多い。もっと身近で利用のしやすさを求めていることが伺えた。

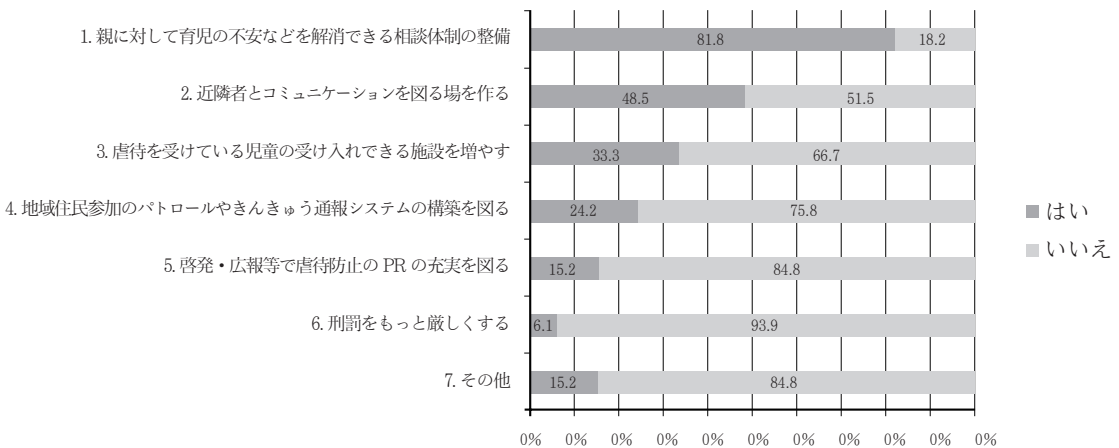


図6 あなたは虐待をなくすためにはどんなことが必要と思いますか。(重複回答可)

まとめ

地域の児童虐待防止体制は、児童福祉法改正により、「要保護児童対策地域協議会」として明記され、各地方公共団体に設置を努めなければならないものと規定された。そもそも児童虐待防止ネットワークが推進される背景には、児童相談所への一極集中による対応の困難さから2004年の児童福祉法改正時に市町村を第一義的対応機関として位置づけたことを背景に、市町村と児童相談所の支援体制の整備を発端として児童虐待防止ネットワークの構築が推し進められた。その結果2008年4月1日現在、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況調査において、地域協議会又は児

童虐待防止ネットワークの設置している市区町村の割合は94.1%とほとんどの地域において、ネットワークが構築され、その健闘ぶりが伺える。津崎⁽⁸⁾はこの虐待に対応するネットワークに求められる機能として、保護者の協力を得られず、一時の援助だけでは改善する見込みのない虐待特有の根の深い諸問題に対応するために、時間の経過や連続性を確保しながら、子どもの成長をサポートする体制を構築するために、①一機関の機能を越えた複合的機能を用いて、②ケースの家庭生活全体を視野に入れながら、③地域に根ざした多面的援助を継続し、④子どもの成長やライフステージに応じた持続性を確保する、息の長い支援システムの必要性を述べている。また、木下⁽⁹⁾は市をプラットフォームの役割とし、第一義的相談窓口の利点を生かし、マネジメントを行うことを期待したこともこの点と共通するところである。才村⁽¹⁰⁾は児童虐待防止ネットワークの体系として、政策ネットワーク、啓発・認識ネットワーク、援助ネットワークと階層化し、政策部分において、総合的検討を行い、啓発・認識ネットワークにおいて、機関間の認識の共有化を行い、援助ネットワークにおいて、個別事例の検討やチームによる援助を実施するというものである。実際に虐待ケースを援助する最前線では、この援助ネットワークの役割が重要となる。援助ネットワークの機能は予防、介入、早期発見、見守りであるが、もっとも重要な部分は、そのマネジメント力についてである。ネットワークの形骸化や参加メンバーの認識のずれ等が起こらないような工夫が必要になる。さらに、住民への啓発事業である。市の要保護児童連絡協議会の存在そのものを市民が理解する必要はないかもしれないが、アンケートの結果から考察するに、子育て世帯がネットワークのどの部分に相談するのも垣根が高い様子が伺える。しかし、要望する機関は相談支援の体制である。市役所が第一義的相談窓口として、ネットワークの役割分担が進んだと言えるが、もっと身近に相談できる、いわゆる相互扶助的な地域力を高める支援方法を検討する必要がある。このアンケート項目を参考にした甚目寺町での意識調査も同じ傾向であった。甚目寺町では身近で虐待と感じたことが「ある」人が10.2パーセント、「わからない」と答えた人を含めると21.3パーセント。また実際に虐待しそうなことが「ある」人は8.3パーセント、「わからない」を含めると27.8パーセント。虐待理由としては「保護者のストレス」が多いこと、また、「保護者自身が気分転換する」ことで虐待を防ぐことができること。しかし、虐待をなくすために必要なこととして「親に対して育児の不安などを解消できる相談体制の整備」と考えた人が一番多く76.9パーセントであった。甚目寺町虐待等防止ネットワーク協議会について「知らない」人が87.0パーセント、その相談先・連絡先が「わからない」人が78.7パーセントと協議会の存在の認識がまだまだ低いことが指摘されている。このように、育児ストレスをいかに解消することができるかについてのアプローチ方法について地域力を高めていくことが予防や早期発見に繋がることになる。青森県で職員の声から実施された事業に「青い森のほほえみプロデュース事業」⁽¹¹⁾というものがある。相手のところに寄り添い、ほほえみを引き出せる人を養成し、『ほほえんで、笑って、元気になる青森県づくり』をテーマにし、こころを癒す「ほほえみ」や「笑い」についての笑いのプロデューサーなるものを広げる取組みをしている。この事業は地域の虐待防止策の一環として考えられたもので、これまでに笑いのプロデューサーが1万人を超えている。数量的な虐待予防策として評価できる資料がないのが残念だが、参画する市民が多く、普及・啓発の波及効果となり、日常生活の集いの場として地域に根付いている。加藤⁽¹²⁾の子育て支援から要保護児童体制を児童相談所領域、要保護児童対策地域協議会担当領域、市区町村領域として枠組みされているが、要保護児童対

策協議会が生活領域の中の情報を共有化できる直結した支援のありようを模索するための場として地域内力動を形成させることが今後の課題と考える。

引用文献・参考文献

- 1 厚生労働省：「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について（平成20年3月14日雇児総発第0314001号），
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>
- 2 平成20年11月1日～平成20年11月14日において、阪神間30施設（職員90名）に対しアンケート調査を依頼したが、回答率10%と、回収率が低かったため、今回の論文に繁栄できなかった調査である。しかし、回収率の低調さと、調査に協力頂いた13名の職員の回答内容をもとに、今回の論文の構成が決まった。
- 3 平成18年5月に甚目寺町虐待等防止ネットワークにおいて、甚目寺町における児童虐待の実態を把握し、今後の児童虐待の防止、対策に対応できるネットワークづくりを検討するための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査が実施された。
http://www.town.jimokuji.aichi.jp/kurashi/gyakutai_enquete.html
- 4 木下隆志：『阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について』、関西国際大学研究紀要,9号,2007
- 5 メアリー・エドナ・ヘルファ、ルースS・ケンプ、リチャードD・クルーグマン（編著）：『虐待された子ども ザ・バタード・チャイルド』、明石書籍、2003 77p 図2-1
- 6 上野加代子：『児童虐待のポリティクス』、明石書店、45p～46p、2006
- 7 兵庫県ホームページ、<http://web.pref.hyogo.jp/> ひょうごの児童相談より。
- 8 津崎哲郎：『自治体における児童虐待防止ネットワーク』、第一法規、自治研修研究会編、552号、2005、10-15
- 9 木下隆志：同上掲
- 10 才村純：『児童虐待防止ネットワークを考える』、全国社会福祉協議会、月刊福祉、85号、2002、54-57
- 11 青森県健康福祉部こどもみらい課：『青い森のほほえみプロデュース事業』、聖教新聞生活ワイド、
<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/hohoemiindex.html>,
- 12 加藤曜子、阿部計彦：『子どもを守る地域ネットワーク 活動実践ハンドブック』、中央法規、2008